

#### 議事要旨(4) 信託を通じた自社株式交付取引の会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、実務対応専門委員会における「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引」の検討状況の概略について説明があり、また、西村専門研究員より、説明資料[審議事項(4) - 1 から (4) - 3]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 信託の借入金に対する債務保証について、注解 18 に基づき引当金を計上することとしているが、この取引の債務保証は一般的な債務保証と性格が異なり、株価の変動によって発生するものであり、株価の変動は予測できないため発生の可能性が高いといえる状況にならず、注解 18 に基づくと引当金の計上が遅れる結果になるのではないか。よってこの箇所の記載は削除、あるいは少なくとも注解 18 に基づく記載は削除するほうが良いのではないか。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは次のコメントがあった。
  - ・ 専門委員会において、債務保証に対する損失の引当金について何らかの判断基準が必要という議論があり、現在の日本基準において引当金について規定している注解 18 に基づくこととしている。発生の可能性の判断は個々の実務において状況を勘案して行われるものであり、株価の変動が予想できないから引当金の計上がされないとは必ずしも言えないのではないかと考える。
- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ すでに契約が締結されている企業は、会計処理の適用のみならず開示も任意とするとのことであるが、すでに導入している企業も 100 社以上あると聞いており、また自己資本に関することでもあり、影響が大きいと考えられるため、何らかの開示が必要ではないかと考える。
- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 今の点に関係して、すでに契約が締結されている会社の中で、今回の実務対応報告に沿って会計処理を変更した企業にのみ開示を求めるのでは、財務諸表利用者に必ずしも有用な情報を提供することにならないと考える。既に導入済みの取引についても開示が必要と考えており、少なくとも、実務対応報告に示された会計処理を適用していない場合はその旨、取引の概要、一株当たり当期純利益の算定にあたって考慮されているか否か、信託に残存する自社株式数、総額法を適用して計上されている借入金の帳簿価額などは注記を要求することを検討してはどうか。

- ・ 四半期財務諸表における開示は、現行の四半期会計基準の注記事項に照らして判断することによいと考えるがどうか。
- 上記の2名の委員の意見に対して、事務局からは、次のコメントがあった。
  - ・ この実務対応報告の趣旨は会計処理のばらつきを無くすことであり、会計処理については、企業の導入当時の意思決定に基づいて行われた処理であるため、会計処理の遡及を強制することは難しいと考えている。
  - ・ したがって、採用されている会計処理が様々に想定され、そのような状況で統一的な開示を求めることができるのか疑問であり、開示についても求めないこととしたが、ご意見を受けて再度検討する。
  - ・ 四半期における開示は、四半期会計基準と適用指針の開示に従うことになると思われる。
- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 遡及をしていない企業に対する開示を要求しようとすると、規定が煩雑になるのではないかと感じている。再度事務局において検討するということであるので、検討をうけて再度確認したい。
- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ この実務対応報告が適用される期には、適用による影響額が開示されることになるため、遡及しない企業においてもそこで自己株式数など質的に重要なものは開示されるべきではないかと考える。

最後に、小賀坂副委員長より、今回のご意見を受けて検討する旨及び次回の委員会においても引き続き議論いただきたい旨のコメントがあった。

以上